

交通事故に遭った場合の対応マニュアル

すぐに運転を停止し、加害者・被害者を問わず、負傷者がいた場合はすみやかに救護しなければなりません。

二次被害が起こるのを防ぐため、負傷者が軽傷なら安全なところに避難してもらい、重傷の場合は動かさず救急車の到着を待ちます。

1. 事故発生時には

まずは、ご自身で警察と加害者の保険会社へ連絡をしてください。

ご自身も自動車保険等に参加している場合には、ご自身の保険会社への連絡も必要です。

大した事故でないの、という自己判断はしないようにしましょう。

警察への届出を怠ると、保険会社に保険金を請求する際に

必要となる「交通事故証明書」が発行されません。

加害者には届出の義務がありますが、加害者が届出をしないことがあります。

その場合には被害者からも届け出る事が必要です。

※特に怪我を負った場合は「人身扱い」の届け出が重要です。必ず届けるようにしましょう。

その際、届け出警察署と担当官の名前はメモしておきましょう。

2. 相手（加害者）と加害者車両の情報を収集

加害者の氏名・住所・自宅と携帯の電話番号・車の登録ナンバー・自賠責保険（共済）・証明書番号・他にも勤務先や雇主の住所・氏名・連絡先（※業務中であれば、運転者だけでなく雇主も賠償責任を負う事があります。）をしっかりと確認しましょう。

可能であれば、携帯で免許証と車検証の写真をとっておいてください。

たとえ相手が誠実そうに見えても、時間の経過と共に、話の内容が変わることはよくあることなのです。

3. 専門医の受診、診断書の発行

救急車で運ばれるようなケガなら当然ですが、後日診察を受ける場合でも人身事故の取り扱いにしていないと治療費などの支払いが受けられなくなります。

事故直後は興奮しているため、症状が出ない方がいますが、必ず当日のうちに受診しておいてください。

たとえその日は何の症状が出なくても、後から何らかの症状が現れることは往々にしてあります。

軽微な事故に見えても後で体に異常が出た・・・などということはよくあることです。

ご自身で専門医（総合病院や外科・整形外科など）を受診し、診断書を発行してもらってください。

4. 所轄警察舎署への届出

事故発生場所の所轄警察署へ行き、人身事故扱いの手続きを行ってください。

これをしないと、その交通事故は物損のみの事故扱いになってしまう場合があります。

5. 保険会社への連絡

ご自身にて、加害者の加入している保険会社へ連絡し、担当者に「優接骨院に通院する」旨をお伝え下さい。当院受診前に保険担当者に連絡していただくと、保険取り扱いの確認等がスムーズに行えます。

6. 当院へお電話をください

『優接骨院』にまずお電話ください。電話：06-6541-5155

交通事故、自賠責、むちうち・・・などお気軽にご相談ください。

お名前・事故日・症状・現在通院中の医療機関の有無などをお教えください。